

## 立地協定書

原本は別に保管

鹿児島県霧島市長 前田 終止（以下「甲」という。）と霧島木質燃料株式会社 代表取締役 西 勇一（以下「乙」という。）とは、鹿児島県商工労働水産部長 田中 和彦（以下「丙」という。）を立会人として、乙が霧島市霧島永水に工場を新設することについて、次のとおり協定を締結する。

### （相互協力）

第1条 甲と乙とは、乙が霧島市に工場を新設することについて合意し、甲は、乙の工場建設及び操業が円滑に行われるよう誠意をもって協力するものとする。

### （工場の建設計画）

第2条 乙は、別紙工場新設計画に基づき、工場を設置するものとする。

### （公害防止等）

第3条 乙は、公害関係法令及び工場立地法の規定を守り、公害の防止及び環境保全等について必要な措置を講ずるものとする。

### （労働力の確保）

第4条 乙は、地域振興の観点に立って工場の従業員については、地元からの優先的な雇用に努力することとし、この場合において、甲は、乙の従業員確保について誠意をもって協力するものとする。

### （労働条件）

第5条 乙は、労働基準法の規定を守り、従業員の労働条件、福利厚生及び安全就業について十分配慮するものとする。

### （権利義務の承継）

第6条 乙において、合併・譲渡その他の理由により、この権利義務を承継する必要があるときは、この権利義務は、その承継を必要とする者に承継する。

### （協議）

第7条 乙は、この協定に定める工場が経済情勢や不測の事態により操業短縮等に至るおそれのある場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

### （疑義の処理）

第8条 甲と乙は、この協定書に定められた事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要が生じたときは、その都度、甲乙協議の上処理するものとする。

上記の協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲・乙・丙押印して、各1通を保有するものとする。

平成26年5月12日

甲 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号  
鹿児島県霧島市長 前田終止



乙 鹿児島県霧馬市国分中央三丁目12番41号  
霧島木質燃料株式会社  
代表取締役 西 勇一



丙 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県商工労働水産部長 田中和彦



### 工場新設計画

- |          |                         |
|----------|-------------------------|
| 1. 事業所名  | 霧島木質燃料株式会社              |
| 2. 所在地   | 霧島市霧島永水4755番4外13筆       |
| 3. 用地面積  | 約 69,796 m <sup>2</sup> |
| 4. 建物面積  | 約 3,200 m <sup>2</sup>  |
| 5. 着工予定  | 平成26年6月                 |
| 6. 新規雇用者 | 約8名                     |
| 7. 投資予定額 | 約13億円(用地代含む)            |
| 8. 操業予定  | 平成27年3月                 |
| 9. 事業内容  | 木質バイオマス発電用木材チップの製造販売    |
| 10. 生産計画 | 年額約7億円                  |